

新婚さんの新生活を応援します！



鶴田町では、夫婦として新生活をスタートする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる住居費（新築・購入、リフォーム、賃貸に係る費用）および引越費用の一部を補助します。

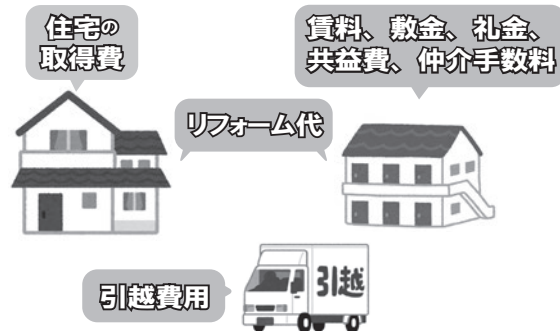
【対象者】令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を受理された夫婦で、次の①～⑤の全てを満たす世帯

- ① 対象となる住宅が町内にあり、申請時に夫婦の双方または一方の住民票の住所が対象となる住宅にある
- ② 夫婦の直近の所得合計額が500万円未満であること
- ③ 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること
- ④ 他の公的制度による家賃補助等を受けていない
- ⑤ 世帯員全員に町税の滞納がないこと

補助対象経費及び補助金額

39歳以下かつ合計所得500万円未満

婚姻を機に、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に要した次の費用



補助金額：最高30万円

さらに・・・

29歳以下かつ合計所得500万円未満

夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の場合、補助金額が30万円追加されます。

補助金額：最高60万円

※住居費用について、以下は対象外になります

- ・夫婦の3親等以内の親族所有する賃貸住宅
- ・勤務する事業所から貸与される住宅または公的賃貸住宅

○その他

そのほか条件があります。詳細や申請方法・必要書類は直接お問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。



町ホームページ

【申請期限】令和6年3月29日（金）まで ※先着順のため、予算額に達し次第終了となります

■問い合わせ・申請先：役場 企画観光課まちづくり班 TEL：0173-22-2111（内線263）

相談支援サポートセンター「ねっと！ひまわり」

遊びや学び、発達等子育てに関する相談や支援を行っています。落ち着きがない・勉強が苦手・体の動きがぎこちないなど、気になることがあればお気軽にご相談ください。

- ▼対象者 乳児から高校生、ご家族や担任の先生など
- ▼開設場所 鶴田町保健福祉センター「鶴遊館」（鶴田町大字鶴田字沖津193）
- ▼開設日時
- 5月17日（水） 6月7日（水） 6月21日（水） 7月12日（水） 8月2日（水）
9月20日（水） 10月11日（水） 11月15日（水） 12月6日（水） 12月20日（水）

相談は無料です。事前予約制のため、相談日の1週間前までに電話またはメールでお申し込みください。

■問い合わせ先

西北地区特別支援連携協議会「ねっと！ひまわり」事務局（青森県立森田養護学校内）
☎：0173-26-2610 E-mail：himawari-mrt.sh@asn.ed.jp